

ESOMAR/GRBN Guideline on Research and Data Analytics with Children, Young People, and Other Vulnerable Individuals

ESOMAR/GRBN

調査及びデータ分析における、子供・若者・その他の保護を要する人々に関するガイドライン

(2018年9月公表)

目次

1 序文.....	3
2 目的と適用範囲.....	3
3 用語の定義.....	4
4 子供と若者の年齢.....	5
5 子供に対する調査の同意取得.....	5
5.1 同意取得のプロセス.....	6
6 保護を要する人々.....	7
7 危害の回避.....	7
7.1 二次データ.....	8
8 参考情報.....	8

1 INTRODUCTION

1 序文

市場・世論・社会調査及びデータ分析のかなりの部分が、子供・若者・その他の保護を要する人々からのデータ収集と処理に依存している。本文書は、これらの人々が他の調査対象者に与えられたものと同じ権利と保護を受ける資格がある、正当で価値ある調査の形式を示す。特別な注意が必要となる場合もあるため、個々の調査対象者の保護を確実にするために、リサーチャーに義務付けられる予防措置を示すものである。

2 PURPOSE AND SCOPE

2 目的と適用範囲

本文書は、リサーチャーが子供・若者・その他の保護を要する人々に対する調査を行う際に必要となる、特別な注意に関するガイダンスを提供する。その主要な焦点は、そのような調査の技術的問題ではなく、倫理的・法的な問題を含むものである。このように、個々の対象者の保護は、最優先で考慮すべき事項である。彼らは、調査に参加したり、または調査の目的でデータを処理・分析することによる直接的な結果として、何かを妨げられたり、危害を加えられたりしてはならない。

この文書のガイドラインは、調査機関やクライアントの組織で働くリサーチャーと、同様に DIY 手法を使用するリサーチャーではない人々をも対象としている。これは、積極的データ収集手法と受動的データ収集手法の両方に適用される。また、市場・世論・社会調査及びデータ分析に関する ICC / ESOMAR 国際綱領や、GRBNを構成する 45 カ国協会の個々の綱領を徹底的に読み込んで理解することを代用しようとするものではない。むしろ、どのような設定や形式であれ、個々人がデータや情報を共有するリサーチの文脈において、これらの綱領の基本原則の解釈となることを意図している。

リサーチャーはまた、いつ、誰からの同意が必要となるか、または文化的に機微な事項に特別な取り扱いを必要とする場合を判断するために、データが収集される行政区域の国内法及び自主規制規範を調べなければならない。

この文書全体を通して、「**must**」という言葉は必須要件を特定するときに使用されている。我々は、リサーチャーが義務として従うべき原則や実践を記述する際に「**must**」という言葉を使用する。「**should**」という言葉は、履行することが推奨される際に使用されている。この用語の使用法は、リサーチャーが調査の設計に応じて、さまざまな方法で原則または実践を履行する選択を行う可能性があることを、認識することを意図している。

3 DEFINITIONS

3 用語の定義

本ガイドラインの目的に沿って、以下の各用語はそれぞれ特定の意味を持つように定義する：

Active research 積極的調査	調査対象者との、直接的なやり取りを通じてデータを収集することを指す。
Children 子供	親、法律上の保護者、または責任ある大人から、調査に参加する許諾を必ず取得しなければならない個人を指す。 子供の年齢の定義は（国によって）大きく異なり、各国の法律および自主規制によって定められている。国による定義がない場合、子供は 12 才以下、13 才から 17 才は「若者」と定義される。
Consent 同意	ある個人（調査協力者）による、個人情報の収集と処理に対して自由意思に基づいて通知された合意を指す。
Data analytics データ分析	調査の目的で、隠されたパターン、未知の相関関係・傾向・嗜好、及びその他の有用な情報を明らかにするために、データセットを検証するプロセスを指す。
Data subject 調査対象者（データ主体）	その個人データが調査に使用される、あらゆる個人を指す。
Harm 危害、（単に）害	有形および物的損害（身体的傷害または財政的損失など）、無形または倫理的損害（風評や営業妨害など）、または特定の個人にターゲットを絞った迷惑なマーケティングメッセージを含む、個人生活への過度な干渉を指す。
Passive research 受動的調査	ある個人の行動や振る舞いを観察、測定または記録することによって、個人データを収集することを指す。
Personal data 個人データ （個人識別情報または PII とも呼ばれる）	ある個人を識別するために使用できる、自然人に関するあらゆる情報を指す。例えば、直接的な識別子（氏名、特定の地理的位置情報、電話番号、画像、音声またはビデオ録画など）によって、または間接的に個人の身体的・生理学的・精神的・経済的・文化的または社会的な特性を参照することによって可能となる。
Privacy notice プライバシーに関する告知 （プライバシーポリシーとも呼ばれる）	ある組織が、ある個人の個人データを収集・使用・開示および管理する方法を説明する、組織のプライバシー保護に関する取り組みの要約を公表したものを指す。
Research 調査	すべての形態の市場・世論・社会調査およびデータ分析を含む、個人や組織に関する情報の体系的な収集と解釈を指す。それは、商品やサービスの供給者、政府、非営利組織および一般市民によってインサイトを生み出し、意思決定を支援するために、社会学・行動科学およびデータサイエンスが適用された、統計的な分析手法および技術を使用する。
Researcher リサーチャー	調査を実行するか、またはコンサルタントとして行動するあらゆる個人または組織を指し、クライアントの組織内で働いている者や、使用される二次契約者を含む。
Responsible adult 責任ある大人	親、法的な保護者、その他日常的な介護の責任者を含む、子供・若者・または保護を要する人々の幸福に責任を負う個人を指す。「責任ある大人」を定義す

る変数は国によって異なり、そのようなルールが存在する場合には、国家規格または法律に従わなければならない。

Secondary data 二次データ	別の目的のために収集され、その後調査で使用されることになったデータを指す。
Vulnerable individuals 保護を要する人々	認知障害やコミュニケーション障害を持つ人を含む、自発的かつ知らされた情報に基づいて意思決定を行う能力が限られている人々を指す。

4 AGE OF A CHILD OR YOUNG PERSON

4 子供と若者の年齢

現在、子供や若者の国際的に共通する定義はない。単一の国内であっても、その定義は異なる場合がある。年齢以外の特性（例：認知能力）に基づいて代替可能な定義を設定し、それを調査の環境に適用することは不可能ではないとしても、困難である。したがって、リサーチャーは適用される現地の法律、行動規範、および文化的な標準に示されている、関連する定義に密着しなければならない。明確な指針が存在しない場合、ESOMAR と GRBN では、子供を 12 才以下、若者を 13 才から 17 才と定義することを推奨している。

子供と若者とを区別することは、ある文脈では有用かもしれないが、一般的にはこれらの 2 つの異なる年齢層を特定するルールを設けることは、さほど実用的とはいえない。本ガイドラインでは、子供に比べて若者の理解力や認知能力ははるかに高いことを認識している。それにもかかわらず、リサーチャーは調査の機微な性質やデータ収集の状況が、若者として定義された人々にとって適切ではないかもしれない状況に対して、注意を払わなければならない。重要な判断基準は、データ収集の内容または状況が、責任ある大人に心配をかけたか、心を乱すようなものであってはならないことである。

5 CONSENT FOR RESEARCH ON CHILDREN

5 子供に対する調査の同意取得

リサーチャーは、子供から個人データを収集する前に、一般の対象者と同様に責任ある大人の同意を得なければならない。データ収集を行う設定が個人の住宅または公共の場所（公園や街頭など）である場合、リサーチャーは子供である対象者に働きかける前に、まず同意を取得しなければならない。リサーチャーは、責任ある大人に伴われているのでない限り、明らかに子供とみられる対象者には決して働きかけてはならない。

データの収集が保護された環境下（例えば、ある職員が全体的な責任と権限を持っている学校や保育所など）で行われる場合、リサーチャーは子供への調査が行われるためにその施設が使用される前に、その場所を監督

するオーナーまたは管理者の同意を得なければならない。その後、調査がなされる前に、保護された環境下にある子供たちに責任を負う特定の個人（まさに「責任ある大人」）から、同意を得なければならない。なお、たとえ責任ある大人の同意が得られたとしても、調査が実施される前に、（対象となる）子供からの同意を得なければならない。

5.1 同意取得のプロセス

子供の可能性がある調査対象候補者に最初に接触する際、リサーチャーは他の個人データについて聞くよりも前に、まずその個人の年齢を尋ねなければならない。回答された年齢が子供（第4節参照）として定義される年齢区分に当てはまる場合、責任ある大人からの同意が得られるまでは、その対象者にさらなる個人データの提供を依頼してはならない。責任ある大人が近くにいない場合（例えば、オンラインや電話で調査が行われている場合）、リサーチャーは対象者に大人の連絡先の詳細を尋ね、同意が得られるようにしてもよい。

同意を求める時には、リサーチャーは責任ある大人が子供の参加について情報に基づいた判断ができるようにするために、その調査プロジェクトの性質に関する十分な情報を提供しなければならない。これには以下が含まれる：

- 調査を実施しているリサーチャーまたは調査機関の名称と連絡先の詳細；
- 対象者から収集されるデータの性質（機微であると考えられるか、年齢的に適切でないと思われるデータの参考情報を含む）；
- そのデータがどのように保護され、使用されるかについての説明；
- その対象者が参加を依頼された理由、および利益になりそうなこと、または潜在的な影響についての説明；
- 実施される予定の、調査の種類概要（製品テストなど）；
- 提供されるインセンティブについての説明；
- 同意を与え、確認するための手続きについての説明；そして、
- 同意を確認するための、責任ある大人の連絡先住所または電話番号の開示要請。

子供の写真撮影や記録を行う場合にも、責任ある大人からの同意が求められる。同意がない場合、子供の画像や声は識別不能にするか、削除されなければならない。

リサーチャーは、同意を与えてくれる責任ある大人の身元と、その調査対象者との関係を記録しなければならない。

責任ある大人からの事前の同意は、次のような場合には求められない：

- 単に同意を求めるためだけに、責任ある大人のメールアドレスを収集すること； または、
- スクリーニングと除外の目的で、対象者の年齢を収集すること。このスクリーニングによって、ある対象者がその調査の適格対象になるという判断が導かれる場合、次の段階に進む前に、責任ある大人の同意を取得しなければならない。

責任ある大人の同意が得られたら、リサーチャーはデータを収集する前に、その子供または若者の同意を得なければならない。

同意取得プロセスの詳細については、「ESOMAR データ保護チェックリスト」を参照のこと。

6 VULNERABLE INDIVIDUALS

6 保護を要する人々

同意取得に関する上記の要求事項はまた、対象者が自発的かつ与えられた情報に基づいて意思決定を下す能力を制限する可能性がある、精神的・感情的・または身体的な原因によるか、彼らが自分自身とその利益を守るために恒久的または一時的に対応できない場合にも、適用される。

それらの保護を要する人々と一緒に働く場合の法的要求事項は、行政区域によって大きく異なる。保護を要する人々と働いているリサーチャーは、「保護を要する調査参加者に関する MRS ベストプラクティスガイド」の詳細を参照することが奨励される。

若者は、いくつかのタイプの調査に関連して、保護を要する人々とみなされることがある。保護された環境の外部でこれらの個人（が若者であるかどうか）を識別することは困難な場合があり、リサーチャーは疑義がある場合には、除外し過ぎて失敗することを選ぶか、責任ある大人からの同意を得ることが望ましい。

7 AVOIDING HARM

7 危害の回避

調査プロセスに関わるすべての利害関係者（クライアント、リサーチャー、親、法的な保護者、その他の責任ある大人、規制当局、一般市民）は、子供・若者・その他の保護を要する人々に対して実施されるすべての調査が、関与する対象者への危害や虐待を避け、最高の倫理基準に従って実施されることが不可欠であることを確信している。対象者の幸福に責任を負う大人は、彼らの安全、権利、利益が保護されていることを確信できるようにしなければならない。

子供や保護を要する個人が対象者となり、対応をする際には、リサーチャーは責任ある大人（調査チームを除く）が近くにおいて、計画された調査の実施について十分に説明を受けるように奨励することが望ましい。調査の話題や聞かれる質問はいずれも、対象者や責任ある大人を動揺させることがないように、特別な注意が払われなければならない。調査に参加する方法は、対象者の年齢や認知能力に適応するように設計されなければならない。

調査に製品テストが含まれる場合、リサーチャーは次のことを確実にするために特別な注意を払わなければならない：

- 製品は安全に消費（食品、菓子など）され、または取り扱われる（玩具など）こと。リサーチャーは、製品によって引き起こされるあらゆる副作用（悪影響）に対して製造者が法的責任を負う可能性がある場合であっても、供給者と書面で製品の安全性を確認しなければならない。
- 対象者は、関連するアレルギー（例えば、ナッツを含む製品）を被らないこと。
- 子供や若者が、違法な行為を求められたり指示されたりしないこと（例：未成年者によるアルコール製品の摂取）。
- 特定の製品または製品群を避けるための、責任ある大人からのあらゆる要請が遵守されること。

7.1 二次データ

リサーチャーは、子供や保護を要する人々の個人データ（例えばソーシャルメディア）を含む二次データを扱う際には、特別な注意を払わなければならない。リサーチャーは、子供や保護を要する人々から発せられた可能性があるあらゆるデータを除外し、潜在的に識別可能性があるデータを収集して使用するために、責任ある大人および対象者（子供や保護を要する人々）からの同意を得るか、回答を隠して対象者を特定できないようにしなければならない。ここでも、リサーチャーはその調査に関連して適用される法律を遵守するために、包括的な義務を負う。

8 REFERENCES

8 参考情報

ICC/ESOMAR International Code on Market, Opinion, and Social Research and Data Analytics

ESOMAR Data Protection Checklist

MRS Best Practice Guide on Research Participant Vulnerability

MRS Guidelines for Research with Children and Young People